

十月七日

第五〇一第

滿洲移住協會

滿移庶第二一六號

昭和十一年十月二十日

滿洲移住協會

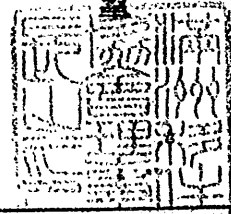
理事長 男爵 大藏公望

陳年大佐伯壽寺内書一殿

第六次拓務省滿洲農業移民先遣隊員募集ノ件

拜啓 益々御清穆ノ段奉賀候

陳者第六次先遣隊トシテ内地ヨリ一千名募集方拓務省ヨリ依頼セラレ別紙要領ニ依リ直チニ之ニ着手致ス事ト相成候間此段及御通知候



第六次拓務省滿洲農業移民先遣隊員募集要項

一、募集區域並ニ各縣割當人員

青森縣	四五名	新潟縣	六〇名
岩手縣	一五名	長野縣	六〇名
宮城縣	六〇名	石川縣	六〇名
山形縣	六〇名	靜岡縣	六〇名
福島縣	六〇名	群馬縣	六〇名
茨城縣	六〇名	廣島縣	六〇名
埼玉縣	六〇名	福岡縣	六〇名
熊本縣	六〇名		

右計八四〇名

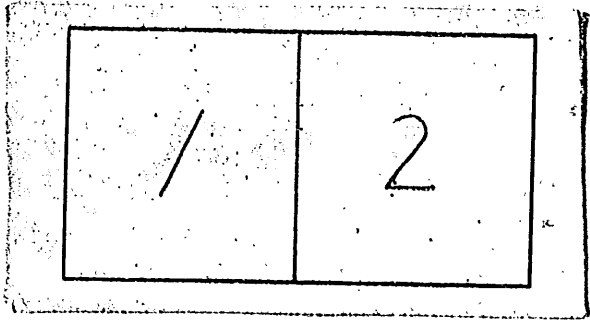
別ニ現地訓練中ノ者約一六〇名

合計一〇〇〇名

二、募集主体 滿洲移住協會

- 三、申込締切期日 昭和十一年十一月三十日
- 四、假採用 縣ニ於テ人物考査、身体檢査ノ方法ニ依リ詮衡ヲナシ拓務省ニ於テ昭和十一年十二月三十一日迄ニ決定
- 五、訓練 假採用者ニ對シテ明年一月ニ於テ約一ヶ月ノ訓練ニ依リ第二次詮衡ヲナシ拓務省ニ於テ正式採用ス
- 六、訓練費 縣ニ於テ支辨スルヲ原則トシ之ニ對スル拓務省ヨリノ補助ハ近日中通牒アル管
- 七、渡滿入植ノ順序 訓練終了後明昭和十二年二月出發、一旦現地訓練所ニ入り四月入植ノ豫定（詳細ハ決定次第通知ス）、此間ニ於ケル經費ハ當協會竝ニ拓務省ニ於テ支辨ス
- 八、其他
- 1、年齢ニ就テハ先遣隊故ナルベク低年者ナルヲ可トス
- 2、内地訓練ハ縣別ニ之ヲ行フ豫定
- 3、募集用リーフレット並ニポスターハ別便ニテ發送ス
- 4、其他ノ要綱ハ第五次募集ノ場合ト大体同様トス

分割撮影ターゲット

分割した 部分の撮 影 順 序	
分割撮影 した 理 由	A 3 判以上のため
上記のとおり分割撮影したことを 証明する // 年 7 月 16 日 主務者又は 撮影立会者 上 野 英 樹 (上野) (印)	

昭和十一年十月

滿洲移住協會

拓務省滿洲農業移民募集

村民移人邦滿北



(村山富貴南湖)屋家人個



中 耕



(營南湖)役學小振千

拓務省では昭和七年以來既に五回に亘つて滿洲農業移民を實施いたしました。その後移民の經過は夫々順調に進み、多數家族を迎へて一意移住地建設に邁進してをりますことは、皇國の爲眞に御同慶に堪えません。それで第五回本年の移民團も先發隊は既に四ツの村に分れて基礎建設に當られ、後から行かれる方々も目下十一の訓練所に分れてめいめいの日本精神鍛錬陶冶に専念され、やがて入植さるべく意氣昂天の勢であります。次に明年度第六次拓務省滿洲農業移民募集に就ては非常に澤山な數を豫想することが出来ますし、明年四月早々多數の先發隊を繰り出す事となる筈であります。それで協會と致しましては、いつ何時でも出かけられる方々をきめて置いて拓務省の御計畫を進められるのに又内地農村の更生計畫を進められるのに御役にたたいと存じまして差當り千名引續き拓務省の御計畫に基く昭和十二年度の募集を只今からいたすことになりました。身體強壯、意志堅固な農村青年諸君!! 滿洲の天地に、天與の聖業にいそまれ、ゆとりある堅實な生活の根底を築かれ皇國農民の使命を果すやう奮つて應募せられよ!!

以上

一、應募資格

- (一) 年齢 農耕に充分経験のある、徴兵検査を終つた満三十三歳までの者。但し農村に住んでる者で特技を有するものは、この限りではありません。徴兵検査前の者は絶対に資格がありません。
- (二) 健康 體が丈夫で殊に呼吸器病、神経系疾患、脚氣などの病氣のないもの。
- (三) 家族 初めは單獨で移住し、家族は約一ヶ年乃至二ヶ年半の後、移住地で種々の準備が出来てから呼寄せるのです。
- (四) 供託金其他 渡滿のときは供託金(二戸當り金三十圓)を用意すること。なほ移住後、郷里に金を送る必要のない者に限ります。

二、申込と採用決定

- (一) 申込 現住地の市町村長宛に應募する旨を口頭なり手紙なりで申込めば宜しいのです。申込締切は昭和十一年十一月卅日です。
- (二) 締切 府又は縣が人物考査と身體検査を行つて適當と認めた者の中から拓務省が採用者を決める通知は府縣を経て本年十二月卅一日までに本人に届くやうに發します。
- (三) 採用 假採用者には明年一月末日迄に最寄の訓練所で約一ヶ月の訓練を施します。現住地訓練所の往復旅費、訓練中の食費其他の費用は縣から支給されます。
- (四) 訓練 訓練中の成績によつて正式の採用者を決めます。なほ訓練が終れば一旦故郷に歸り、渡滿するのは昭和十二年二月頃渡滿後現地訓練の後入植の豫定です。
- (五) 正式採用

三、政府の補助其他

- (一) 補助 政府は渡航費全額、衣服費、家族呼寄費、開田費、家屋建築費、農具家畜買入費、共同産業施設費、移民團事務所費、衛生費、醫藥費など、一戸當り約一千圓の補助をいたします。但し之等の補助金は指導者が總めて經理することにしておきますから各自には現金は渡しません。
- (二) 保護 移住地には農事指導員、警備指導員、醫師等をおき、小學校、病院も設けます。
- (三) 土地資金 必要な土地の分譲、基礎施設、資金の融通等は滿洲拓植株式會社が行ひます。

四、移住地

移住地は北滿洲で現在鐵道に沿つた所又は近く開闢する交通の便のよい、水利にも恵まれ土地の肥えた、飲水に不自由のない、恐るべき病氣もなく治安上安心して生活の出来る土地を選定することにしていたしてをります。田畑は現に耕作されてるもの、外に草原となつてをる所も開墾して之に充てます。移民村は團體二百戸から四百戸位のものとし、一部落は三十戸内外です。

五、氣候

一番暑い時期は七月末近くで、攝氏三十二度(華氏八十九度餘)位に上ることがあり、日光は強いが、空氣がサツパリとしてをるため日本の夏よりは涼しく、冬は一月中旬頃には夜攝氏零下四十度位にまで下ることもありすが、日中は晴天がよく、防寒服を着てをれば屋外で働くに差支なく、殊に三寒四溫と云つて、二三日寒さが續けば、その後の三、四日は割合に温かいと云ふ具合ですから、寒さに慣れぬうちでも、割に温かい日に外に出るやうにすればよく、雪は積々七、八寸位しか積らず、案外に凌ぎ易いものです。

六、衣食住

着物で特に必要なものは防寒服ですが、之は初めは移民團から支給され、將來はなるべく自家で作つた羊毛皮を用ひて作るやうにします。食物は食鹽、砂糖、鹽魚、海苔類を外から買ひますが、大體自給自足の方針で、主食物は白米、粟、小麦粉等です。住宅は移住當初は滿人の住宅を共同宿舍にあてることがありますが、個人住宅は温泉を備へた十五坪位のものを建てることになつてをります。

七、營農方針

四、移住地

移住地は北滿洲で現在鐵道に沿うた所又は近く開通する交通の便のよい、水利にも恵まれ土地の肥えた、飲水に不自山のない、恐るべき病氣もなく治安上安心して生活の出来る土地を選定することにしたしてをります。田畑は現に耕作されてゐるもの、外に草原となつてゐる所も開墾して之に充てます。移民村は大體二百戸から四百戸位のものとし、一部落は三十戸内外です。

五、氣候

一番暑い時期は七月末近くで、攝氏三十二度（華氏八十九度餘）位に上ることがあり、日光は強いが、空氣がサツパリとしてゐるため日本の夏よりは凌ぎ易く、冬は一月中旬頃に夜攝氏零下四十度位にまで下ることもあります。日中は晴天がよく続き、防寒服を着てをれば屋外で働くに差支なく、殊に三寒四温と云つて、二三日寒さが續けば、その後の三、四日は割合に温かいと云ふ具合ですから、寒さに慣れぬうちでも、割に温かい日に外に出るやうにすればよく、雪は積々七、八寸位しか積らず、案外に凌ぎ易いものです。

六、衣食住

着物で特に必要なものは防寒服ですが、之は初めは移民團から支給され、將來はなるべく自家で作つた羊毛毛皮を用ひて作るやうにします。食物は食糧、砂糖、鹽、魚、海菜類を外から買ひますが、大體自給自足の方針で、主食物は白米、粟、小麦粉等です。住宅は移住當初は滿人の住宅を共同宿舍にあてることがありますが、個人住宅は温突を備へた十五坪位のものを建てることになつてをります。

七、營農方針

移民一戸當り耕地の割當は土地の情況に依つて一定しないが、水田、畑、放牧、採草地用として十町歩以上二十町歩以下として居ります。作物としては、米、大豆、粟、高粱、玉蜀黍、小麦、麥、蕎麥、稗、小豆、綠豆、大麻、青麻、亞麻、煙草、苳、向日葵、甜菜、甘蔗、黑芋などの蔬菜等種々なものがあります。副業としては、綿羊、豚、牛、馬、蜜蜂等を飼ひ、特に冬の農閑期には伐木、運材、薪炭製造、木材加工、蒲編、羊毛、紡織、馬車輸送などの仕事があります。勞力は自家だけで間に合すやうに努め、有利な共同經營はなるべく取入れることにします。

八、收入狀況

移住當初は金は残らぬと思はねばなりません。が、やがて生活費や營農費、土地代、借入金などの年賦金を支払つても多少残るやうになり、遅くとも三十年後には十町歩乃至二十町歩の自作農になれます。

九、問合

以上は移民事情の大體を記したのですが、不明の點がありましたなら左記の何れかに御問合せ下さい。
海外移住相談所（東京市麹町區西目黒谷町拓務省内）。府縣廳。市町村役場。帝國在籍軍人會各團體。
滿洲移住協會（東京市麹町區内幸町大阪ビル内）。



東京市麴町區内幸町一丁目三番地
大阪ビル參階

滿洲移住協會

電話銀座 三二七九番
振替東京 七九七八三番

昭和 年 月 日

11, 9, 3000

0521

麴町区永田町

陸軍省

陸軍大臣寺内壽一殿

